

令和 5 年 8 月 16 日

瀬戸内市議会議長

小谷 和志 様

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和 5 年 8 月 7 日 (月)
研修会名	地方議員研究会 議員力アップ 基礎研修
開催場所	ワークピア広島 (広島市南区金屋町 1-17)
研修内容	<p>国民健康保険制度</p> <p>○日本の医療保険制度の特徴</p> <ul style="list-style-type: none">・国民皆保険制度 全国民が保険に加入し、被保険者または世帯主が保険料を支払う代わりに重い負担なしで医療サービスを受けられる・診療報酬点数制度 医療機関に支払われる診療報酬が点数制の公定価格になっている・フリーアクセス 患者が自由に医療機関を選ぶことができる <p>○医療保険制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・保険診療 医療機関で医療保険制度のもとで受診・療養の給付 被保険者は医療費の一部負担金だけを支払い、残りの医療費は保険者が負担。被保険者にとっては、医療という現物の給付を受け取ることになる <p>○平成 30 年度国保制度改革の概要</p>



・改革の方向性

都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進

今後の課題は、法定外繰入等の解消と保険料水準の統一

○国保財政の仕組み

- ・都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費給付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う
- ・市町村が国保財政の「入」「出」を管理する
- ・市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した給付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する

○全世代型社会保障改革とは

- ・令和3年6月に法律成立
後期高齢者の窓口負担を現役並み所得者は3割、一定以上所得のある方は2割に引き上げる

介護保険制度

○介護保険制度の概要

- ・サービス利用の見込み数
2040年までの介護サービス利用者数はピークを過ぎ減少に転じている自治体もあるが、都市部を中心に増え続ける
 - ・財源と給付の推移
市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う
保険料は、事業計画に定めるサービス費用見込み額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つように設定される
 - ・第9期介護保険事業計画
計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える
2040年には85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減する
- 大阪府から見た地域の実情
- ・第1号被保険者一人当たりの介護給付額が高い。特に居宅サービスが高い
 - ・要介護認定率が高い。特に要介護度2以下の比較的軽度の方の認定率が高い
 - ・75歳以上高齢者と単身高齢者の急増によって医療・介護需要も急増していく見込み

	<p>○地域の实情と独自施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示す介護保険サービスは、平均化された地域が前提である ・地域の「ニーズ」「資源」「人材・財政状況」を踏まえ、独自の施策が望ましい ・地域独自の包括ケアシステムを作ることが重要 <p>○介護予防施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金は予防策に使える大きな財源となっている
<p>所感</p>	<p>社会保障に関する制度は、団塊の世代が退職を迎えるに当たって、社会保障費の増額を抑制する国の方針により、変更が行われている。そのため、繰り返し制度を学ぶことは必要である。</p> <p>現在、国は財政負担抑制の方針で実施している。そのため、市民負担が増加することは避けられない。わが市としては国民健康保険税も介護保険料も値上げが想定される。しかし、市民負担を減らし、市民の生活を支えることが行政の役割である。国に税金の使い方を変えるように様々な形で要望を伝えることは重要である。わが市としても市でできる市民負担の軽減策を実施するように求めることが必要と考える。</p> <p>市民負担の軽減や制度上の問題などを質問等に取り上げる場合、国などが出しているデータや方針などをもとにただしていくことが大事であり、今回の研修では国が発表している国保、介護関連の資料やデータを示しているのので、それを参考にしていきたい。</p>